

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における教職員の職務専念義務の免除に関する特例を定める規則等の廃止について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における教職員の職務専念義務の免除に関する特例を定める規則等を廃止する規則

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における教職員の職務専念義務の免除に関する特例を定める規則（令和3年達示第30号）、新型コロナウイルス感染症の医療に当たる教職員に係る手当に関する特例を定める規程（令和2年達示第31号）、予防接種業務及び大学拠点接種関連業務に従事する教職員に係る手当に関する特例を定める規程（令和3年達示第37号）及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業に係る教職員の休暇に関する特例を定める規則（令和元年達示第96号）は廃止する。

附 則（令和5年達示第30号）

この規則は、令和5年5月8日から施行する。